

留萌市ファイリング・システム導入支援委託業者選定プロポーザル

質問内容及び回答

No.	質問内容	回 答
1	<p>①実施要領第14条(5)イに「本委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて発注者の承諾を得なければならない。」と記載があるが、承諾書面の指定フォーマットや、提出を要する書面はあるか。</p>	<p>正式な承諾については、契約時に委託しようとする業務の一部の内容、委託先を書面（任意様式）で届け出ただき、本市の承諾を得ていただくことを想定しています。</p> <p>ただし、プロポーザルの評価に当たって、業務遂行能力及び企画提案を適正に評価するため、企画提案書において、再委託先事業者を含めた全体の推進体制や役割分担等を明らかに願います。</p>